

令和8年度エネルギー需給統計整備等調査事業（エネルギー消費統計調査の集計・分析及び都道府県別エネルギー消費統計の整備に係る調査研究）に係る入札可能性調査実施要領

令和8年2月9日
経済産業省資源エネルギー庁
長官官房総務課 戰略企画室

資源エネルギー庁では、令和8年度エネルギー需給統計整備等調査事業（エネルギー消費統計調査の集計・分析及び都道府県別エネルギー消費統計の整備に係る調査研究）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

① エネルギー消費統計調査の集計・分析

地球温暖化問題への対応を強化するため、我が国の二酸化炭素排出の約9割を占めるエネルギー消費の実態を正確に把握し、効果的な施策立案に資する基礎データを整備することが必要不可欠である。

本事業では、エネルギーを消費する事業者に対する調査を体系的に行い、エネルギーの消費実態を把握する。特に、エネルギー消費実態の把握が比較的難しい分野（業務部門、中小製造業等）に重点を置いて、エネルギーの消費実態に関する調査を行い「エネルギー消費統計」を正確かつ定められた期日内に迅速に作成・公表する。

併せて、統計精度の更なる精緻化に向けた検討を実施する。集計結果を踏まえながら、現状の標本設計、集計方法、調査事項等を分析し、以降の調査実施にフィードバックすることで継続的な精度向上を目指す。

本事業は、エネルギー消費統計を整備し、総合エネルギー統計への組込みを行うことで、国連への我が国の温室効果ガス排出量の報告や、国際エネルギー機関へのエネルギー需給実績の報告の精緻化を図ることを目的として実施するものである。

② 都道府県別エネルギー消費統計の整備

資源エネルギー庁では、平成16年度から、地方自治体の温暖化対策の実効性を一層高めるため、地域レベルでのエネルギー消費量などを推計し、「都道府県別エネルギー消費統計」を整備している。

より具体的には、総合エネルギー統計（日本に輸入され、あるいは国内で生産され供給された石炭・石油・天然ガスなどのエネルギー源が、どのように転換され、最終的にどのような形態でどの部門や目的に消費されたかを定量的に示すもの）の、企業・事業所他部門、家庭部門、運輸部門について、エネルギー種別都道府県別にエネルギー消費量を推計してきている。

これらの成果は、資源エネルギー庁のホームページや政府統計総合窓口（e-Stat）で公表され、地域におけるエネルギー対策、地球温暖化対策の基礎データとして活用されている。

一方、上記、総合エネルギー統計については、平成27年の新推計手法の導入後、平成29年の改訂を経た精緻化が推進されており、これらを踏まえた、都道府県別エネルギー消費統計の精緻化も進められ、令和7年1月に2022年確定値、2023年暫定値の都道府県別エネルギー消費統計を公表したところである。

このような状況を踏まえ本事業においては、これまでの研究成果に基づき、地域における各種施策に資する基礎データとしての都道府県別エネルギー消費統計を安定的・機動的に提供していくとともに、総合エネルギー統計との整合性を確保しつつ引き続き更なる精緻化を目指すため実施するものである。

(2) 事業の具体的内容

別紙1（仕様書）参照のこと

(3) 事業期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで（予定）

(4) 事業実施条件

本事業の実施には、以下のような業務経験・専門的知見・ノウハウ・特殊な技能を組織として一体的に有していることが求められる。

- ① エネルギー消費統計調査は、その実施に当たり、統計法に基づき中立性・信頼性の確保、個人・法人等に関する秘密の保護等が求められていることから、政府が実施する公的統計調査の集計に係る事業の受注実績を有していること
- ② エネルギー・環境分野に関する広範な知見を有し、エネルギー源（石炭、石油、ガス、電力、熱供給等）に関する専門的な知識や、総合エネルギー統計（日本全体のエネルギー需給の概要を定量的に示した統計表）の

- 構造・仕組みを理解し、エネルギー消費統計の集計結果が与える影響や、都道府県別エネルギー消費統計への展開等、相互の関連を熟知した上でエネルギー消費統計調査の精度向上のために有用な提言ができること
- ③ 標本調査（サンプル調査）の理論を熟知していること。かつこれを集計及び標本設計（層化抽出法）において効率的に実装・処理する遂行能力・実績を有していること
- ④ 既存の統計データを加工して作成するものであるため、エネルギーに関する統計データの散布、所在情報を幅広く網羅する高い情報収集能力及びストックを有していること
- ⑤ 調査対象事業者10万件超のデータ扱い、これらの大量データを高度な集計手法を用いて短期間（約1ヶ月）で集計、集計結果の適否、不具合を検知した場合の要因分析と再集計、分析結果と資料作成を行えること
- ⑥ 複雑な集計ロジック（47都道府県に分割、エネルギー熱量・炭素量などに換算する等）を効率的に構築・統計表に組み込むことができる情報処理スキルを有すること
- ⑦ エネルギー消費に関する地域的特性及び地域経済に関する情報収集能力、地域の温暖化対策に関する高い情報収集能力を有すること

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和8年2月13日（金）10時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和8年2月13日（金）17時00分

3. 参加資格

- ・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、スケジュール、実施体制）
- ・再委託先の業務執行管理（進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、内容とりまとめ）
- ・その他、執行管理業務と想定する業務

②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36カ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・契約を行う場合、契約締結前までに①情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則、②情報漏えいが発生した際の処分に関する社内規則、③親会社等の契約先に対して指導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図、④契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約等の書面すべての写し、⑤事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料、⑥業務従事者の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍、⑦情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めています。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をしてください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室 斎藤宛て
TEL 050-3091-1851
E-mail saito-takashi@meti.go.jp
※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和8年3月2日（月）12:00
※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります